

## 独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 6 日

公益財団法人ひょうご産業活性化センター  
理事会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 重樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益財団法人ひょうご産業活性化センターの平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 45 期に係る貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドライン I - 5 (1) の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。）及びキャッシュ・フロー計算書について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。なお、財産目録の「使用目的等」については公益認定関係書類と照合した。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 当監査法人は、財務諸表等（財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人ひょうご産業活性化センターの当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 当監査法人は、財産目録の「使用目的等」の欄の記載内容が、公益認定関係書類に基づき作成されているものと認める。

公益財団法人ひょうご産業活性化センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

平成23年 6月15日

公益財団法人ひょうご産業活性化センター

理事長 表 具 喜 治 様

監 事 藤 原 豊 ㊟

監 事 小笠原 貴 生 ㊟

私たち監事は、当センターの平成22年 4月 1日から平成23年 3月 31日までの平成22年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条において準用する第99条第1項の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、理事会その他重要な会議への出席並びに決裁書類等の閲覧により、業務及び財産の状況を調査し、当該年度に係る事業報告及びその付属明細書について監査しました。

また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第62条において準用する第14条に定める体制の整備に関する理事会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表、損益計算書等）及びその付属明細書について監査しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。